

ごみ処理基本計画に対するご意見及びそれに対する考え方について

意見募集期間 : 平成26年7月1日～平成26年7月31日

意見提出者数 : 9名

ご意見数 : 25件

ごみ処理基本計画に盛り込むこととしたご意見(◎): 1件

ごみ処理基本計画に盛り込んでいるご意見(○): 4件

ごみ処理基本に盛り込むことが困難なご意見(×): 10件

広域清掃協議会へのご意見(◇): 8件

ごみ処理基本計画と直接関係がないご意見(-): 2件

第1章 計画の基本的事項

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1 ◇	鴻巣市が行政区の違いを理由に中部環境保全組合を離脱したにもかかわらず、桶川市はなぜ広域清掃協議会に入っているのか。	当初は鴻巣市と北本市を含めた10市町村にて進めてきましたが、その後鴻巣市と北本市が離脱したため、桶川市を含む現在の8市町村で協議会を発足したものです。
2 ◇	各自治体が、それぞれの市町村民に情報を公開し、意見聴取、検討を経て協議会の加入の有無を決めた後に計画策定を行うべきである。	それぞれの市町村民に情報を公開することに関しては、各自治体の取り組みとなりますが、協議会としては、計画策定にあたって、8市町村の住民の代表である議員の参加のもと、検討しています。また、各市町村のホームページなどを通じて、適宜情報を公開しています。
3 ◇	広域共同処理の決定権限は誰にあるのか。	共同処理については、構成8市町村の首長が協議し、決定したものです。今後はごみの広域処理に関して構成8市町村の議会の議決を得て、埼玉県知事の許可を受けた後に、一部事務組合として事業を進めていくこととなります。
4 ×	地域で責任を持ちごみの発生を抑制するためには各自治体単位でごみ処理を行うべきであり、ごみ処理の広域化に反対する。	ごみ処理の広域化について国は、平成9年5月、ごみ排出量の増大に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、地方自治体に対して広域化計画の策定について通達を出しています。 各自治体が住民との協働をもとにごみの発生抑制を進めつつ、それでもなお発生したごみについてはより適正な処理を推進するため広域的な処理に取り組んでまいります。
5 ×	広域化すれば運搬距離が長くなり、周辺交通事情、大気汚染の悪化が予想される。	広域化による中間処理施設の集約化に伴って運搬距離は長くなることは避けられませんが、施設環境に配慮したものとします。 また、新ごみ処理施設の建設に当たっては道路交通を含めて周辺環境影響調査を実施し、この結果を公表してまいります。

第3章 ごみ処理の状況

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
6 ×	各自治体に各々の課題、特色を有することから、詳細な基本計画を策定する必要はないものとする。	1-4に記載したとおり、本計画はごみ処理体制全体の展望を図る必要性から、構成市町村のごみ処理に関する方向性をもとに、排出抑制計画や収集・運搬計画についても整理したものです。 広域処理においても、各構成自治体は地域の特性や住民の意向を踏まえて独自のリサイクル施策等を実施することを妨げられるものではなく、円滑で効率的な広域処理のために必要な範囲で策定するものです。
7 ◇	「本協議会の設立目的でもある高度な焼却施設の導入による最終処分量の減容化」の意味について明らかにされたい。	最新の焼却施設を導入し、現在埋め立てられている可燃物の適正処理を強化する等最終処分量の更なる減量を図るものです。
8 -	最終処分量の減容化が灰溶融炉の導入を前提としたものであるならば、それを公表して再度パブリックコメントの実施を求める。	別途「新ごみ処理施設整備構想」を策定し、パブリックコメントを実施しています。

第4章 ごみ処理基本計画

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
9 ×	ごみの減量化や3Rを進める上では住民の参加が不可欠であり、ごみ処理基本計画の基本理念に「住民参加」と「情報公開」を記載すべきである。	「住民参加」と「情報公開」は事業を進めるための大前提であることから記載はしませんでした。今後も多くの住民参加と情報公開に努めてまいります。
10 ×	基本理念として「ごみ処理広域化でエネルギーネットワークの構築を目指す」ことを掲げているが、明確となるよう説明が必要である。	基本理念を示したものであり、具体的には今後作成する計画等の中で示してまいります。
11 ×	「4-1(2)の3環境に配慮した適正処理の推進」については具体的記述が不十分である。	基本方針を示したものであり、具体的には今後作成する計画等の中で示してまいります。
12 ○	広域化することにより、ごみの処理が市民の目から遠くなることにより市民の関心が薄れ、ごみの削減の取り組みが阻害されるおそれがある。	広域化をしても、ごみの減量・資源化については、引き続き各自治体が行い取り組むこととなっています。4-4に記載した「ごみの排出抑制のための方策に関する事項」を推進してまいります。
13 ○	プラスチックごみは焼却する際に最も注意を要するものであり、プラスチックごみの発生そのものを抑制することが重要である。	プラスチックごみの発生抑制の重要性についてはご指摘のとおりです。 発生抑制、リサイクルに取り組んでもなお発生したプラスチックごみについては4-1 3)に記載したとおり、適正・安全・安心で環境保全に配慮した広域ごみ処理システムを構築し、効果的・効率的な処理の実現に取り組んでまいります。
14 ○	今後人口が減少していくことは明らかであり、期待するほどの熱回収は行えないものとする。中間処理は高額な費用を投資して建設する施設であるため、建設の段階で将来を見据えた施設を建設すべきである。	4-2、4-3に記載したように将来の人口予測及びごみ発生量の予測に基づき、施設の処理能力を設定しています。
15 -	広域処理の中間処理施設は巨大で、高度な公害防止機能を備えた施設は技術的には建設可能であっても建設費も高額である。	広域処理を行うことにより、中間処理の集約化がなされ施設の規模は大きく高額なものとなります。しかし、中間処理の集約化により、高度な環境対策、エネルギーの有効利用、処理経費の低減が実現されることにより、地域住民の負担軽減及びサービス向上につながるものと考えます。

16 ◇	桶川市のように運搬に構成自治体でない地域を通過することは望ましい処理とは言えない。	桶川市に対する意見であり、回答する立場にはありませんが、協議会としては、残渣を遠隔地に運んでいる事例もあり、問題ないものと考えています。
17 ×	広域処理における中間処理施設の整備位置は、最大運搬距離が80kmとなっており、運搬コストや環境負荷の観点から、運搬距離の適性さも考慮するべきであり、合理的な処理計画となっていない。	ごみの運搬コストは、輸送量と輸送距離によって変化します。中間処理施設の整備位置は、ごみの発生量の多くを占める東松山市と桶川市のほぼ中間に位置し、輸送量面でのごみの運搬効率も考慮したものになっているものと考えます。
18 ×	ごみ処理施設については、焼却による重金属の排出が心配なのでフィルター等防汚装置を付けて欲しい。また、学校から離れた所を希望する。	「新ごみ処理施設整備構想」4(3)に排ガス処理対策について記載しています。また、施設の建設に先だって環境影響評価を実施し、施設が周辺環境に及ぼす影響について調査するとともに、評価書案等について意見を伺うこととなります。
19 ◎	建設予定地は吉見町大字大串中山在2797-1となっているが、吉見町ハザードマップによると荒川氾濫時には2~4mの浸水となる。災害時、災害発生後もごみ処理は不可欠であり、浸水対策を考慮すべきである。	4-8(2)に災害に強い施設とする旨追記します。また、新ごみ処理施設整備構想においても、浸水対策について十分考慮し、災害対策拠点となる施設とする旨記載します。詳細については今後の施設計画の中で検討してまいります。
20 ×	将来的にはバイオマス利活用等により処理量、熱回収量等の変更が考えられ、その都度適正な中間処理となるようにする」という方針を掲げるのであれば、計画期間内にバイオマスの取り組みをすべきであり、小川町の取り組みに係るデータや成果について触れるべきである。	将来、広域的あるいは各構成市町村で活用可能なバイオマス利活用技術が確立し、その技術を導入する場合についてはごみ処理基本計画を改訂します。
21 ○	最終処分計画の内容が不明である。	ごみの適正な処理及び実施するものについて、焼却灰の処理を現状の最終処分場で計画していること、また、再資源化に向けての取り組みを進めていくことを記載しています。再資源化について、処理方法、処理事業者の確保等具体的な進展が得られれば、その進展を受けてごみ処理基本計画を改訂します。
22 ×	新施設に移行した後も焼却残渣の処分は必要であるが、最終処分施設を保有しているのは東松山市のみである。東松山市西本宿で最終処分した場合、構成市町村の費用負担の方法はどのようにするのか。	新施設から出る焼却残渣は、現段階では資源化を考えています。仮に最終処分するとしても、構成市町村と別途協議することとなります。

その他

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
23 ◇	住民の健康に影響を与えるような施設については情報開示が特に必要なので、情報を公開し、住民の意見が反映されるようにしたい。	パブリックコメントの募集、説明会の開催、議会への報告等を通じて住民の皆様の意見の反映に努めてまいります。
24 ◇	北本市が広域の枠組みから離脱するなどはじめとして広域処理の枠組みについての説明が十分とは言えず、住民理解が得られている状況にないため計画に反対である。	一部の方からはご理解をいただくに至っておりませんが、丁寧な説明を繰り返し行い、ご理解をいただけるよう努力していきます。
25 ◇	建設予定地の重要な決定については、かつての裁判での和解条項についての問題が解決されておらず、住民合意がなされているとは言い難く、計画そのものに反対である。	パブリックコメントは事業の賛否を問うものではありません。一部の方からはご理解をいただくに至っておりませんが、丁寧な説明を繰り返し行い、ご理解をいただけるよう努力していきます。